

会議開催結果

1 会議の名称	平成26年度 第1回砥部町障害者計画等策定委員会
2 開催日時	平成26年6月6日(金) 午後2時～午後3時30分
3 開催場所	砥部町役場 2階 大会議室
4 審議等事項	(1) 委員委嘱状交付 (2) 砥部町障害者計画等策定委員会会長・副会長の選出について (3) 砥部町障害者計画及び第4期障害者福祉計画策定の概要について (4) 障害福祉アンケート調査票について
5 出席者名	<b>【委員】</b> 相原末広、沼田正紀、中村昭三、野村りえ、松本美代子、 三谷吏代、二宮佳紀、篠原万喜枝、住田江里子、大西和江 <b>【事務局】</b> 重松邦和(介護福祉課長)、西岡浩二(同課課長補佐) 楠耕一(障がい福祉係長)
6 公開又は非公開の別	公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人
9 所管課	介護福祉課 障がい福祉係 電話962-6299(内線542)

平成26年度 第1回 砥部町障害者計画等策定委員会 会議録

発言者	発言内容
事務局	・委員委嘱状交付
事務局	・委員自己紹介
	・事務局自己紹介

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>会長、副会長の選出</b> 野村会長、相原副会長を選出 (以降の進行は会長が行う)</li> <li>・ <b>議事</b> 議事を始めさせていただきます。議題(1)、(2)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p><b>(1) 砥部町障害者計画及び第4期障害者福祉計画策定の概要について</b></p> <p>それでは、議題(1)につきまして、事務局からご説明いたします。資料の4ページをお開き下さい。先ず「砥部町障害者計画・第4期障害福祉計画策定の概要について」をご説明します。</p> <p>1、砥部町障害者計画は、根拠法としまして、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づき、砥部町における障がい者の状況を踏まえ、砥部町における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。資料の5ページをお開き下さい。資料中の法第11条3項のとおり市町村障害者計画を策定しなければならないとされています。</p> <p>2、4ページにお戻りください。続いて砥部町障害福祉計画は、根拠法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して砥部町が定める計画です。資料の5ページをお開き下さい。資料中の法第88条のとおり市町村障害福祉計画を定めるものとする。とされています。</p> <p>簡単に言いますと、障害者計画は基本計画で障害福祉計画は実施計画であるという事です。今回の策定は、前回同様、両方の計画策定を行います、お手元の前回計画書のとおり1冊の計画書に含んで策定いたします。</p> <p>3、4ページにお戻りください。続いて計画の期間ですが、図表にかいてあるとおり、26年度が計画策定年度となっています。障害者計画を6年間としまして、障害福祉計画は1期、3年ですので、次回の計画策定は3年後の29年度になります。なお、6年後の32年度は、今回と同じく両方の計画策定を同時に行うように計画しています。つまり、障害者計画は27年度から32年度までの6年間、第4期の障害福祉計画期間は、27年度から29年度の3年間になります。第5期障害福祉計画期間は30年度から32年度の3年間になります。</p> <p>別紙1</p> <p>砥部町障がい者状況について説明します。7ページをお開き下さい。</p> <p>(1) 身体障がい者状況で身体障害者手帳所持者数を記入しています。858名の手帳所持者がいます。</p> <p>(2) 知的障がい者状況で、療育手帳所持者数を記入しています。119名の所持者がいます。</p> <p>(3) 精神障がい者状況で、精神障害者福祉手帳所持者は、90名です。</p> <p>3障がい者の数は合計で、1067名であります。</p> <p>別紙2</p> <p>計画策定のスケジュールについてご説明します。8ページをご覧ください。</p>

	<p>先ず、アンケート調査の実施ですが、今回のアンケートは、県と県下 20 市町村で協議を行い事前に作成したアンケートを使用するようにしています。調査票の発送を来週中 6 月 13 日までに準備整い次第発送したいと考えています。また、アンケートの締め切りは 6 月 30 日として、ランダムに抽出して回収アンケートの内 200 部程度を県へ送付予定しています。続いてアンケートの集計を 8 月末頃に予定しています。報告書作成後、9 月上旬に第 2 回の策定委員会を予定しています。11 月を目途に計画書の素案を作成したいと考えています。その後、12 月上旬に第 3 回の策定委員会を予定しています。続いて、計画素案の修正後、パブリックコメント（広報により素案の公表し意見を求める）を実施後、2 月末ころに最終第 4 回の策定委員会を予定しています。3 月上旬には印刷も終えるようにしたいと考えています。これはあくまで予定ですが、皆様のご協力をお願いします。</p> <p><b>（2）障害福祉アンケート調査票について</b></p> <p>続いて（2）障害福祉アンケート調査票についてご説明致します。別紙の障害福祉アンケート調査票について、調査の内容について説明をさせていただきます。先ずこのアンケート調査は、愛媛県及び県内市町の障がい者施策の指針となる「県市町障害者計画」やその実施計画となる「県市町障害者計画」を策定するにあたり、障がいのある方やそのご家族の状況、ご意見及びご要望を把握するために愛媛県と県内市町が連携して実施するものです。調査票は 6 月 30 日までに同封の返信用封筒で砥部町介護福祉課障がい福祉係宛へ返送していただくようお願いいたします。愛媛県と砥部町連名でアンケートのお願いをいたします。続いて、問 1～問 49 まで設問について説明をさせていただきます。連続で説明しましたが以上で説明を終わります。よろしく願い致します。</p>
会長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見、あるいは、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
委員	今回のアンケートの対象者を教えてください。
事務局	3 障がい、身体、療育、精神福祉の各手帳所持者と手帳は持っていませんが精神通院の利用者を対象としています。
委員	アンケートについて県下同じ内容で行うのですか。
事務局	砥部町は、全数調査を行います。返ってきたアンケートの内県へ 200 部程度返すようにしています。内容については変える事はできませんが、他に聞きたいことがあれば別紙で行う事も出来ます。しかし、アンケート内容が増加すると回答者の負担も心配されます。
委員	一人で何分ぐらいアンケートにかかりますか。
事務局	49 問ありますので 1 問 1 分かかりますと約 1 時間程度かかるのではないかと考えられます。

委員	目標の回収率ほどの程度考えていますか。
事務局	前回の第3期障害車計画の回収率は41.5%であり、設問数も今回よりは少ない状態でありました。対象者1300程度ありますので600程度の50%を見込んでいます。県は65%を見込んでおります。
委員	アンケートの結果を反映する必要があるのに、回収率が低いのはなぜですか。
事務局	前は、個人情報だと言われる方もいました。設問数から考えますと手間がかかり回答しない人も考えられます。できるだけ高い回収率を期待はしていますが、60%はきびしいかと思います。前回回収率よりは増えてほしいと考えています。
委員	これだけ設問が多かったら、途中でやめる人や悩む人もいるのでは。
委員	宛先を障害者本人でなく、家族宛に送った方が回収率高いのではと考えます。ほとんど家族の方が書くのでないでしょうか。
事務局	子どもは、保護者宛にしています。18歳以上は、本人宛にしています。障害によっては家族や代筆で回答されると考えます。
会長	それでは、他にご意見がないようですので、議題(1)砥部町障害者計画及び第4期障害者福祉計画の概要について(2)障害福祉アンケート調査票について、につきましてご承認いただけるでしょうか。 (全員異議なし)
会長	次に、議題(3)その他として、ご意見ございませんか。
事務局	ご意見ないようでしたら、事務局から委員の皆様にご連絡致します。次回の第2回の委員会を9月上旬ころ開催予定しています。アンケート集計と報告書が出来れば結果報告を行うように予定しています。
会長	その他については、よろしいでしょうか。本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。
事務局	以上をもちまして、第1回砥部町障害者計画等策定委員会を終了いたします。ありがとうございました。 <b>閉会</b>